

春の全国火災予防運動

火のしまつ

君がしなくて誰がする



3月1日(日)から7日(土)までの7日間、春の全国火災予防運動が実施されます。

これから春先にかけての時期は空気が乾燥し、強い風が吹く日も多くなり、いったん火災が発生すると、大きな火災になることがあります。

この運動は、「火のしまつ 君がしなくて誰がする」を標語に、火災予防の意識を再確認してもらうことにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に全国一斉に実施されます。

火災を発生させないために、日ごろから家庭、地域、職場等において火災予防を心掛けてください。

住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

1 寝たばこは、絶対やめる。

◎問い合わせ

消防署 ☎(61)0911

2 ストープは、燃えやすいものからはなれた位置で使用する。

3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

5 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

6 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

7 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※住宅用火災警報器：煙や熱を感知して警報音や音声を発生する器具です。寝室等に設置することで睡眠中でも火災の発生を早期に知ることができます。

水槽付消防ポンプ自動車を更新

今年1月に消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新しました。

1,500リットルの水を積載すると共に、消火薬液を混ぜて消火活動を行うことができます。

また、緊急消防援助隊の登録車両としており、他県で発生した大規模災害等への出動も行います。

これからも日々複雑多様化する災害に有効活用できるよう訓練、研さんを積み重ねてまいります。



▲更新した水槽付消防ポンプ自動車

救急車

適正利用について

日ごろから、救急業務については町民のみなさまにご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

町の昨年中の救急出動件数は前年より約1割減少し1,386件となり、近年続いてきた救急出動件数の増加傾向に一時的に歯止めがかかりました。しかし、未だに緊急性がない軽症での救急車の利用は少なくありません。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交

◎問い合わせ

消防署 ☎(61)0911

通機関等をご利用ください。また、休日や夜間等で診察ができない病院が分らない場合は消防署にお問い合わせください。

今後とも救急業務へのご理解と共に救急車の適正利用をお願いします。



◎問い合わせ

消防署 ☎(61)0911

大磯港指定管理 臨時職員の募集



▼内容・条件 大磯港の廃棄物収集、草刈り清掃、トイレ清掃、港内破損箇所補修等ができる65歳未満の方(ローテーションによる勤務)

▼採用予定期間 4月から

▼採用予定数 若干名

▼受付期間 3月13日(金)まで

※郵送での提出可

▼提出書類 市販の履歴書1通(写真付)

▼その他 募集受付期間終了後、面接日時等を連絡します。勤務内容、給与等その他詳細については、お問い合わせください。

◎問い合わせ

みなと・国道担当 ☎内線220